

【平塚市まちづくり条例施行規則第50条「ごみステーションの整備基準」関係】

担当 環境部 循環型社会推進課 電話 21 8796

1 条例施行規則第50条第1項第1号の市長との協議は、次のとおりとする。
個別案件で対応し、話し合いの上決定する。

2 条例施行規則第50条第2項第4号の別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 誓約書の提出

事業主はその計画戸数・集積所の設置の有無にかかわらず、居住者に対してごみ等の排出方法を指導する旨を記した「誓約書」(様式1)を提出すること。

(2) 同意書の提出

計画戸数が次に掲げる表以下で、地区自治会長または町内会長からの承諾が得られた場合は、地区にある既存の燃せるごみまたは燃せないごみ・資源再生物のごみステーションを使用することができる。その際事業主は地区自治会長または町内会長の「同意書」(様式2)を提出すること。

区分	燃せるごみ	燃せないごみ・資源再生物
ワンルーム形式建築物及びこれに準ずる建築物	12戸	29戸
上記以外の建築物	9戸	29戸

(3) 工事完了検査依頼書の提出

集積所を設置する場合、工事終了後に集積所の工事完了検査を受けること。

工事完了検査の依頼は「工事完了検査依頼書」(様式3)で依頼すること。

(4) 収集開始依頼書の提出

集積所の収集開始の依頼は入居開始日より2週間以上前に「新設集積所収集開始依頼書」(様式4)で依頼すること。

誓 約 書

年 月 日

(提出先)

平 塚 市 長

開発事業概要

開発場所	平塚市		
用 途	宅地分譲	共同住宅	その他 ()
構造規模	ファミリー	戸	
	ワンルーム	戸	
	その他	戸	

上記開発事業にあたっては、次の事項を遵守することを誓約します。

記

遵守事項

- 1 平塚市におけるごみの分別収集の主旨を遵守し、決められた方法でごみを分別排出するよう入居者に徹底させます。
- 2 ごみの集積所の日常管理を十分行なうと共に、入居者への排出日時の周知及び遵守を徹底いたします。
- 3 問題が生じた場合は、直ちに自らの責任で問題解決にあたります。
- 4 当物件が、所有権等の転移を行なう場合は、本誓約事項を継承させます。
- 5 その他、市と自治会（町内会）の指導に従います。

以 上

事業主 住 所 _____

氏名（名称） _____ 印

電 話 _____ () _____

事務使用欄

開発協議 _____

燃せるごみ 燃せないごみ・資源再生物・ペットボトル・プラスチックの集積所の使用に関する
同意書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

自治会名

自治会長名

印

電 話

()

私は、下記事業主が開発した物件の入居者から排出される家庭ごみについて、平塚市長と協議された事項を遵守することを条件として、上記種類の自治会内集積所を使用することに同意します。

記

1 事業主 住 所 _____
氏名(名称) _____
電 話 _____ () _____

2 開発事業概要

開発場所	平塚市 _____		
用 途	宅地分譲	共同住宅	その他
構造規模	ファミリー	戸	
	ワンルーム	戸	
	その他	戸	

以 上

事務使用欄 開発協議 _____

工事完了検査依頼書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

申請代理人 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____

このことについて、開発行為に関する工事が下記のとおり完了いたしましたので、
完了検査をお願いします。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 完了検査依頼住所 平塚市 _____

以上

工事完了検査済書

上記のことについて検査したところ、協定書どおり施行されていきました。

1 検査年月日 年 月 日

2 開発協議 No _____

担当者 環境業務課 _____

新設集積所収集開始依頼書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

管理者連絡先

住所

氏名(名称)

電話

()

私は、下記の遵守事項を入居者に徹底指導させることを誓約いたしますので、次のとおり収集の開始をお願いします。

記

1 物件概要

所在地

平塚市

(建物名等)

用途

宅地分譲

共同住宅

その他()

構造規模

ファミリー

戸

ワンルーム

戸

2 収集するもの

燃せるごみ

燃せないごみ・資源再生物・ペットボトル・プラクル

3 入居開始予定日

年 月 日()

4 収集開始日

燃せるごみ

年 月 日()

燃せないごみ

年 月 日()

資源再生物

年 月 日()

ペットボトル・プラクル

年 月 日()

5 遵守事項

(1) 分別収集の主旨を遵守し、決められた方法でごみの分別排出をいたします。

(2) ごみ集積所の日常管理を十分に行なうと共に、入居者への排出日時のお知らせ及び遵守を徹底いたします。

(3) 問題が生じた場合は、直ちに自らの責任で問題解決にあたります。

この依頼書は入居開始日より2週間以上前に提出すること。